

平成28年3月期
中間決算資料

平成27年11月



損益計算書の概要【連結】

(単位:億円)

		平成28年3月期		平成27年3月期	(参考)通年
		中間期 (A)	(A) - (B)	中間期 (B)	平成27年3月期
連結業務粗利益	1	575	105	681	1,281
資金利益	2	536	73	610	1,178
役務取引等利益	3	46	15	30	79
その他業務利益	4	7	47	40	23
営業経費	5	225	14	211	435
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6	350	119	469	845
一般貸倒引当金繰入額(は繰入)	7	-	-	-	-
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	8	350	119	469	845
臨時損益(は費用)	9	781	365	416	684
不良債権関連処理額	10	0	0	0	3
貸倒引当金戻入益・取立益等	11	123	103	226	286
株式等関係損益(*1)	12	420	350	70	162
持分法による投資損益	13	26	13	13	22
その他	14	210	104	106	216
うちファンド関連損益	15	182	95	87	159
経常利益	16	1,131	245	886	1,530
特別損益	17	2	3	0	6
税金等調整前中間(当期)純利益	18	1,128	241	887	1,536
法人税等合計	19	354	9	344	589
中間(当期)純利益	20	774	231	542	946
非支配株主に帰属する中間(当期)純利益	21	0	3	3	19
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益	22	774	234	539	927
与信関係費用(は費用)(*2)	23	124	102	226	282
株式・ファンド関係損益(*3)	24	603	445	157	321

(*1) 株式等関係損益 = 投資損失引当金戻入益(繰入額) + 株式等償却() + 株式等売却益(売却損)

(*2) 与信関係費用(費用) = 貸倒引当金戻入額(繰入額) + 偶発損失引当金戻入額(繰入額) + 貸出金償却() + 償却債権取立益 + 債権売却益(売却損)

(*3) 株式・ファンド関係損益 = 株式等関係損益 + ファンド関連損益

(単位:社)

		平成27年9月末		平成27年3月末	平成26年9月末
		(A)	(A) - (B)	(B)	
連結子会社数	25	23	2	25	25
非連結子会社数	26	28	2	30	29
持分法適用関連会社数	27	25	5	20	20
持分法非適用関連会社数	28	86	7	93	91

損益計算書の概要【単体】

(単位:億円)

		平成28年3月期		平成27年3月期	(参考)通年
		中間期 (A)	(A) - (B)	中間期 (B)	平成27年3月期
業務粗利益	1	583	110	694	1,289
資金利益	2	542	74	617	1,182
役務取引等利益	3	47	18	28	74
その他業務利益	4	5	54	48	32
営業経費	5	215	14	200	403
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6	368	125	493	886
一般貸倒引当金繰入額(は繰入)	7	-	-	-	-
業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	8	368	125	493	886
臨時損益(は費用)	9	708	323	385	597
不良債権関連処理額	10	0	0	0	3
貸倒引当金戻入益・取立益等	11	123	103	226	285
株式等関係損益(*1)	12	418	383	35	75
その他	13	165	42	123	239
うちファンド関連損益	14	214	101	112	220
経常利益	15	1,077	197	879	1,483
特別損益	16	2	1	1	1
税引前中間(当期)純利益	17	1,074	196	878	1,482
法人税等合計	18	351	6	344	581
中間(当期)純利益	19	723	189	533	900
与信関係費用(は費用)(*2)	20	124	102	226	282
株式・ファンド関係損益(*3)	21	633	485	148	295

(*1) 株式等関係損益=投資損失引当金戻入益(繰入額)+株式等償却()+株式等売却益(売却損)

(*2) 与信関係費用(費用)=貸倒引当金戻入額(繰入額)+偶発損失引当金戻入額(繰入額)+貸出金償却()+償却債権取立益+債権売却益(売却損)

(*3) 株式・ファンド関係損益=株式等関係損益+ファンド関連損益

自己資本比率【連結】【単体】

国際統一基準

(単位:億円)

		平成27年9月末		平成27年3月末	平成26年9月末
		[速報値](A)	(A) - (B)	(B)	
連結総自己資本比率	22	16.78%	0.01%	16.80%	16.26%
連結Tier1比率	23	16.37%	0.08%	16.29%	15.76%
連結普通株式等Tier1比率	24	16.36%	0.14%	16.22%	15.71%
連結における総自己資本の額	25	27,613	434	27,179	26,755
リスク・アセットの額	26	164,469	2,738	161,730	164,507
単体総自己資本比率	27	16.08%	0.30%	16.38%	15.58%
単体Tier1比率	28	15.68%	0.20%	15.89%	15.12%
単体普通株式等Tier1比率	29	15.68%	0.20%	15.89%	15.12%
単体における総自己資本の額	30	27,416	494	26,922	26,553
リスク・アセットの額	31	170,460	6,146	164,313	170,369
連結レバレッジ比率	32	15.93%	0.55%	15.37%	

その他決算説明資料(平成28年3月期中間期)

1. 期別投融资額及び資金調達状況(フロー)【単体】

(単位:億円)

	平成27年3月期 中間期(6ヵ月実績)	平成27年3月期 (12ヵ月実績)	平成28年3月期 中間期(6ヵ月実績)	平成28年3月期 (12ヵ月予算) ^{*7}
投融资額	11,824	25,442	11,472	22,300
融資等 ^{*1}	9,788	22,627	10,700	} 22,300
投資 ^{*2}	2,036	2,814	772	
資金調達額	11,824	25,442	11,472	22,300
財政投融资	2,384	6,616	3,539	6,500
財政融資資金等	1,000	3,000	1,500	3,000
政府保証債(国内債)	400	2,000	600	2,000
政府保証債(外債) ^{*3}	984	1,616	1,439	1,500
社債(財投機関債) ^{*3*4}	1,874	3,748	1,539	4,000
長期借入金 ^{*5}	2,062	3,777	2,026	2,600
回収等 ^{*6}	5,502	11,299	4,366	9,200

*1 社債を含む経営管理上の数値であります。

*2 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

*3 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

*4 短期社債は含んでおりません。

*5 平成28年3月期中間期の長期借入金のうち、危機対応業務に関する株式会社日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」)からの借入はございません。

*6 産業投資出資金を含んでおります。

*7 平成28年3月期(平成27年度予算)は、年度当初の予算であり、震災対応等にかかる「危機対応業務」等に関する予算は含まれておりません。

(参考) 融資等残高及び投資残高【単体】

(単位:億円)

	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
融資等残高 ^{*1}	141,342	140,836	138,277
投資残高 ^{*2}	6,758	7,518	7,542

*1 社債を含む経営管理上の数値であります。

*2 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

(参考) 資金調達残高【単体】

(単位:億円)

	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
資金調達残高	131,426	131,307	127,198
財政投融资等	67,802	69,572	69,030
財政融資資金等 ^{*1}	40,810	40,664	40,077
政府保証債(国内債) ^{*2}	13,630	15,030	15,330
政府保証債(外債) ^{*2*3}	13,361	13,878	13,622
財投機関債 ^{*2*3}	3,820	3,320	2,920
社債(財投機関債) ^{*2*3*4*5}	12,273	13,417	13,471
長期借入金	47,526	44,996	41,775
うち日本公庫より借入	34,982	32,865	29,520
寄託金	3	1	0

*1 産業投資借入金(財政投融资特別会計)等を含んでおります。

*2 債券は額面ベースとなっております。

*3 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

*4 株式会社化以降の発行分であります。

*5 短期社債は含んでおりません。

平成27年9月末の融資等残高は、平成27年3月末比2,558億円減少し13兆8,277億円となっております。また、平成27年9月末の投資残高は、平成27年3月末比23億円増加し7,542億円となっております。

一方、平成27年9月末の資金調達残高は、平成27年3月末比4,109億円減少し12兆7,198億円となっております。減少の主な原因は、危機対応融資の回収等に伴い、日本公庫からの借入金残高(ツーステップ・ローン)が減少したこと等によるものです。

2. 貸出金等の状況
 .リスク管理債権の状況
 【連結】

(単位:百万円)

	平成26年9月末	平成27年3月末			平成27年9月末
			平成26年9月末比	平成27年3月末比	
破綻先債権	1,546	-	759	786	786
延滞債権	97,043	80,537	39,423	22,917	57,620
3ヵ月以上延滞債権	325	-	325	-	-
貸出条件緩和債権	25,443	21,741	4,723	8,426	30,167
リスク管理債権合計	124,357	102,278	35,783	13,704	88,574

貸出金残高(未残)	13,327,932	13,261,343	307,175	240,586	13,020,757
/ ×100(%)	0.93	0.77	0.25	0.09	0.68

【単体】

(単位:百万円)

	平成26年9月末	平成27年3月末			平成27年9月末
			平成26年9月末比	平成27年3月末比	
破綻先債権	1,546	-	759	786	786
延滞債権	95,443	78,937	37,823	21,317	57,620
3ヵ月以上延滞債権	325	-	325	-	-
貸出条件緩和債権	25,443	21,741	4,723	8,426	30,167
リスク管理債権合計	122,757	100,678	34,183	12,104	88,574

貸出金残高(未残)	13,472,965	13,409,078	290,964	227,077	13,182,000
/ ×100(%)	0.91	0.75	0.24	0.08	0.67

.金融再生法開示債権の状況(部分直接償却実施後)【単体】

(単位:百万円)

	平成26年9月末	平成27年3月末			平成27年9月末
			平成26年9月末比	平成27年3月末比	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,827	503	2,264	3,588	4,091
危険債権	96,131	79,328	41,022	24,219	55,108
要管理債権	25,768	21,741	4,398	8,426	30,167
合計	123,727	101,572	34,359	12,204	89,368

(参考)部分直接償却実施額全額(平成27年3月末:34,371百万円、平成27年9月末:35,567百万円)

総与信残高(未残)	13,630,359	13,606,235	246,640	222,516	13,383,719
/ ×100(%)	0.91	0.75	0.24	0.08	0.67

金融再生法開示債権における保全状況(部分直接償却実施後)【単体】
保全率

(単位:%)

	平成26年9月末	平成27年3月末			平成27年9月末
			平成26年9月末比	平成27年3月末比	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	-	-	100.0
危険債権	98.0	99.0	1.1	2.0	96.9
要管理債権	81.5	75.5	7.7	13.7	89.2
開示債権合計	94.6	93.9	0.2	0.5	94.5

信用部分に対する引当率

(単位:%)

	平成26年9月末	平成27年3月末			平成27年9月末
			平成26年9月末比	平成27年3月末比	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	-	-	100.0
危険債権	95.2	94.4	2.1	1.4	93.0
要管理債権	70.6	63.0	5.4	13.1	76.0
開示債権合計	88.3	85.8	0.8	1.6	87.4

その他の債権に対する引当率

(単位:%)

	平成26年9月末	平成27年3月末			平成27年9月末
			平成26年9月末比	平成27年3月末比	
要管理債権以外の要注意先債権	11.3	9.7	1.2	0.4	10.1
正常先債権	0.2	0.2	0.0	0.0	0.2

・与信関係費用

【連結】

【単体】

(単位:百万円)

	【連結】		【単体】	
	平成27年3月期中間期(6ヵ月実績)	平成28年3月期中間期(6ヵ月実績)	平成27年3月期中間期(6ヵ月実績)	平成28年3月期中間期(6ヵ月実績)
与信関係費用()	22,669	12,437	22,634	12,401
貸倒引当金繰入()・戻入	22,225	10,302	22,190	10,302
一般貸倒引当金繰入()・戻入	12,228	3,132	12,193	3,132
個別貸倒引当金繰入()・戻入	9,996	7,169	9,996	7,169
偶発損失引当金繰入()・戻入	3	4	3	4
貸出金償却()	2	211	2	211
償却債権取立益	442	2,053	442	2,017
貸出債権売却損()益	-	287	-	287

・第三セクター向けリスク管理債権の状況【連結】

(単位:百万円)

	平成26年9月末	平成27年3月末			平成27年9月末
			平成26年9月末比	平成27年3月末比	
破綻先債権	-	-	-	-	-
延滞債権	17,913	7,580	14,864	4,531	3,049
3ヵ月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	15,347	14,347	1,682	683	13,664
リスク管理債権合計	33,261	21,928	16,546	5,214	16,714
貸出金残高(未残)	351,699	332,770	45,681	26,751	306,018
/ ×100(%)	9.46	6.59	4.00	1.13	5.46

中間連結貸借対照表(平成27年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	426,945	債券	3,184,166
コールローン及び買入手形	205,000	借入金	8,224,308
金銭の信託	104,659	短期社債	213,980
有価証券	1,869,575	社債	1,351,606
貸出金	13,020,757	その他の負債	203,452
その他の資産	149,864	賞与引当金	4,657
有形固定資産	272,835	役員賞与引当金	3
無形固定資産	6,986	退職給付に係る負債	7,757
退職給付に係る資産	2,943	役員退職慰労引当金	49
繰延税金資産	360	偶発損失引当金	7
支払承諾見返	172,756	繰延税金負債	31,871
貸倒引当金	68,715	支払承諾	172,756
投資損失引当金	614	負債の部合計	13,394,618
		(純資産の部)	
		資本金	1,000,424
		危機対応準備金	206,529
		特定投資準備金	65,000
		資本剰余金	995,466
		利益剰余金	399,631
		株主資本合計	2,667,050
		その他有価証券評価差額金	63,268
		繰延ヘッジ損益	32,222
		為替換算調整勘定	1,731
		退職給付に係る調整累計額	19
		その他の包括利益累計額合計	97,243
		非支配株主持分	4,442
		純資産の部合計	2,768,736
資産の部合計	16,163,354	負債及び純資産の部合計	16,163,354

中間連結損益計算書

〔平成27年4月1日から
平成27年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		202,475
資金運用収益	108,153	
(うち貸出金利息)	(94,335)	
役務取引等収益	5,073	
その他業務収益	7,116	
その他経常収益	82,131	
経常費用		89,311
資金調達費用	54,478	
(うち債券利息)	(17,362)	
(うち借入金利息)	(34,723)	
役務取引等費用	468	
その他業務費用	7,829	
営業経費	22,567	
その他経常費用	3,967	
経常利益		113,164
特別利益		0
特別損失		276
税金等調整前中間純利益		112,888
法人税、住民税及び事業税	31,875	
法人税等調整額	3,548	
法人税等合計		35,423
中間純利益		77,464
非支配株主に帰属する中間純利益		46
親会社株主に帰属する中間純利益		77,417

中間連結株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から
平成27年9月30日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,206,953	-	-	1,060,466	344,728	2,612,147
当中間期変動額						
資本金から危機対応準備金への振替	206,529	206,529				-
資本剰余金から特定投資準備金への振替			65,000	65,000		-
剰余金の配当					22,514	22,514
親会社株主に帰属する中間純利益					77,417	77,417
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						-
当中間期変動額合計	206,529	206,529	65,000	65,000	54,902	54,902
当中間期末残高	1,000,424	206,529	65,000	995,466	399,631	2,667,050

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	85,865	33,311	1,617	12	120,781	14,344	2,747,274
当中間期変動額							
資本金から危機対応準備金への振替							-
資本剰余金から特定投資準備金への振替							-
剰余金の配当							22,514
親会社株主に帰属する中間純利益							77,417
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	22,596	1,088	114	32	23,538	9,901	33,440
当中間期変動額合計	22,596	1,088	114	32	23,538	9,901	21,462
当中間期末残高	63,268	32,222	1,731	19	97,243	4,442	2,768,736

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 23 社

主要な会社名

DBJ Singapore Limited

(株)日本経済研究所

DBJ Europe Limited

D B J リアルエステート(株)

D B J 投資アドバイザー(株)

D B J キャピタル(株)

D B J 証券(株)

D B J アセットマネジメント(株)

(株)価値総合研究所

政投銀投資諮詢(北京)有限公司

(連結の範囲の変更)

なお、D B J 事業投資(株)は清算により、あすかD B J 投資事業有限責任組合は実質的な支配関係が認められない状況になったことにより、連結の範囲から除外しております。

非連結の子会社 28 社

主要な会社名

U D S コーポレート・メザニン 2 号投資事業有限責任組合

非連結の子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社

該当ありません。

持分法適用の関連会社 25 社

主要な会社名

(株)A I R D O

(持分法適用の範囲の変更)

なお、スカイネットアジア航空(株)は重要性が増加したことにより、スカイマーク(株)他 2 社は新規出資等により、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。

また、あすかD B J 投資事業有限責任組合は、実質的な支配関係が認められない状況になったことから、連結の範囲から除外し、当中間連結会計期間から持分法を適用して

おります。

持分法非適用の非連結の子会社 28 社

主要な会社名

UDS コーポレート・メザニン 2 号投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連会社 86 社

主要な会社名

合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン

持分法非適用の非連結の子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

(株)伸和精工、日本省力機械(株)、(株)PRISM Pharma、(株)泉精器製作所、

(株)OPAL、TES HOLDINGS LIMITED、Grace A(株)、(株)ソシオネクスト、

Sartorius Mechatronics T&H GmbH

(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

(3) 連結される子会社の中間決算日等に関する事項

中間連結財務諸表の作成にあたっては、連結される子会社の中間財務諸表を使用しております。

連結される子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6 月末日 15 社

8 月末日 1 社

9 月末日 7 社

なお、中間連結決算日と上記中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)(イ)と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物　　3年～50年

その他　　4年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は35,567百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認めら

れる額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用: その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異: 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年2月13日)を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建金銭債権・外貨建有価証券・外貨建債券及び外貨建社債

c. ヘッジ手段...外貨建直先負債

ヘッジ対象...外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券
(債券以外)

ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び国内の連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(14) 不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入

一部の国内の連結される子会社の不動産開発事業に係る正常な開発期間中の支払利息については、資産の取得原価に算入しております。

会計方針の変更

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を、当中間連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動

による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間連結会計期間の中間連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、中間純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58-2 項(4)、連結会計基準第 44-5 項(4)及び事業分離等会計基準第 57-4 項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当中間連結会計期間において、中間連結財務諸表に与える影響額はありません。

追加情報

特定投資業務は、平成 27 年 5 月 20 日に公布・施行された株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 23 号）により、当行による成長資金の供給を強化するために新たに措置された法定業務です。

本業務は、政府の産業投資特別会計を活用した新たな投資スキームであり、本業務にかかる出資額を管理するため、当行の純資産のうち、資本金や資本準備金から区分して開示しております。なお、開示項目についての詳細は、注記事項「(中間連結貸借対照表関係)」に記載しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式及び出資額総額 96,621 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 786 百万円、延滞債権額は 57,620 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 30,167 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は88,574百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 4,287百万円

有形固定資産 53,798百万円

担保資産に対応する債務

借入金 38,920百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、貸出金536,438百万円及び有価証券113,349百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金937百万円、金融商品等差入担保金618百万円、中央清算機関差入証拠金9,409百万円及び保証金79百万円を含んでおります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券1,343,054百万円の一般担保に供しております。

7. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

ノンリコース債務

借入金 38,920百万円

社債 4,500百万円

当該ノンリコース債務に対応する資産

現金預け金 4,287百万円

有形固定資産 53,798百万円

8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、934,764百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが480,751百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられておりま

す。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 11,921 百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 2,824 百万円であります。

11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第 2 条の 22 等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第 2 条の 25 の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第 2 条の 26 の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後に剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第 2 条の 26 の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第 2 条の 27 の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第 2 条の 28 の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第 2 条の 23 に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。

なお、特定投資準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第 2 条の 25 の規定に基づき、特定投資準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第 2 条の 26 の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金の額を減少した後に剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第 2 条の 26 の規定に基づき、特定投資準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第 2 条の 27 の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益 10,302 百万円、株式等売却益 43,397 百万円及び投資事業組合等利益 19,851 百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、投資事業組合等損失 1,808 百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	-	-	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	22,514 百万円	516円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注 2) 参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	426,945	426,948	3
(2) コールローン及び買入手形	205,000	205,000	
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	909,963	926,178	16,215
その他有価証券	408,509	408,509	
(4) 貸出金	13,020,757		
貸倒引当金(*1)	67,617		
	12,953,139	13,512,862	559,723
資産計	14,903,557	15,479,499	575,942
(1) 債券	3,184,166	3,318,912	134,746
(2) 借入金	8,124,308	8,236,020	111,712
(3) 短期社債	213,980	213,980	
(4) 社債	1,351,606	1,356,072	4,465
負債計	12,874,062	13,124,986	250,924
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4,189)	(4,189)	
ヘッジ会計が適用されているもの	39,947	39,947	
デリバティブ取引計	35,758	35,758	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しており

ます。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれがないものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。（一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。）なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもの

うち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて現在価値を算定しております。）

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結される子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 社債

当行及び連結される子会社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結される子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて現在価値を算定しております。）

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約）及びクレジットデリバティブ取引であり、割引現在価値等により算定した価額、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
金銭の信託(*1)	104,659
非上場株式(*2)(*3)	321,355
組合出資金(*1)	170,699
非上場その他の証券等(*2)(*3)	82,082
産業投資借入金(財政投融资特別会計) (*4)	100,000
合 計	778,797

- (*1) 信託財産・組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- (*3) 当中間連結会計期間において、1,214百万円(うち非上場株式158百万円、非上場その他の証券1,056百万円)の減損処理を行っております。
- (*4) 産業投資借入金(財政投融资特別会計)については、借入時において金利は設定されず、最終償還時に利息額が決定され一括して利息を支払うスキームとなっているため、将来のキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成27年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	171,765	182,087	10,321
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	296,410	301,176	4,765
	その他	272,426	276,521	4,095
	小計	740,602	759,785	19,182
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	77,174	76,666	507
	その他	92,186	89,726	2,459
	小計	169,360	166,393	2,967
合計		909,963	926,178	16,215

2. その他有価証券(平成27年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	86,937	36,289	50,647
	債券	276,242	255,542	20,699
	国債	55,150	54,173	977
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	221,092	201,369	19,722
	その他	5,949	3,587	2,362
	小計	369,129	295,419	73,710
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,540	2,903	363
	債券	36,825	36,890	64
	国債	5,061	5,075	14
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	31,764	31,815	50
	その他	60,014	60,014	-
小計	99,380	99,808	427	
合計		468,509	395,227	73,282

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、14 百万円（全額がその他の証券）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ 50% 以上下落した場合と 30% 以上 50% 未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成 27 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 27 年 9 月 30 日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	104,659	104,017	642	642	-

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（1 株当たり情報）

1 株当たりの純資産額(注) 58,620 円 82 銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 1,774 円 30 銭

（注）純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、危機対応準備金を控除しております。

第8期中 中間貸借対照表(平成27年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	403,455	債券	3,184,166
一口口	205,000	借入金	8,185,388
金銭の信託	103,261	短期社債	213,980
有価証券	1,824,194	社債	1,347,106
貸出資産	13,182,000	その他の負債	202,885
その他資産	148,570	未払法人税等	31,339
有形固定資産	114,160	り—ス債	8
無形固定資産	6,150	資産除去債	1,391
前払年金費用	1,788	その他の負債	170,145
支払承諾見返	172,756	賞与引当金	4,374
貸倒引当金	69,057	役員賞与引当金	3
投資損失引当金	614	退職給付引当金	6,469
		役員退職慰労引当金	44
		偶発損失引当金	7
		繰延税金負債	30,484
		支払承諾	172,756
		負債の部合計	13,347,667
		(純資産の部)	
		資本金	1,000,424
		危機対応準備金	206,529
		特定投資準備金	65,000
		資本剰余金	995,466
		資本準備金	995,466
		利益剰余金	384,840
		その他利益剰余金	384,840
		別途積立金	312,478
		繰越利益剰余金	72,362
		株主資本合計	2,652,259
		その他有価証券評価差額金	60,470
		繰延ヘッジ損益	31,269
		評価・換算差額等合計	91,739
		純資産の部合計	2,743,999
資産の部合計	16,091,666	負債及び純資産の部合計	16,091,666

第8期中 中間損益計算書

〔平成27年4月1日から
平成27年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	200,636
資金運用収益	108,774
(うち貸出金利息)	(95,540)
役務取引等収益	4,822
その他の業務収益	7,283
その他の経常収益	79,756
経常費用	92,925
資金調達費用	54,536
(うち債券利息)	(17,362)
(うち借入金利息)	(34,781)
役務取引等費用	117
その他の業務費用	7,864
営業経費用	21,513
その他の経常費用	8,893
経常利益	107,711
特別利益	0
特別損失	275
税引前中間純利益	107,435
法人税、住民税及び事業税	31,561
法人税等調整額	3,538
法人税等合計	35,100
中間純利益	72,335

第8期中 中間株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
				資本準備金	資本剰余金合計	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,206,953	-	-	1,060,466	1,060,466	244,911	90,107	335,018	2,602,438
当中間期変動額									
資本金から危機対応準備金への振替	206,529	206,529							-
資本準備金から特定投資準備金への振替			65,000	65,000	65,000				-
剰余金の配当							22,514	22,514	22,514
別途積立金の積立						67,566	67,566	-	-
中間純利益							72,335	72,335	72,335
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	206,529	206,529	65,000	65,000	65,000	67,566	17,745	49,821	49,821
当中間期末残高	1,000,424	206,529	65,000	995,466	995,466	312,478	72,362	384,840	2,652,259

	評価・換算差額等			純資産合計	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高		84,749	32,217	116,966	2,719,404
当中間期変動額					
資本金から危機対応準備金への振替					-
資本準備金から特定投資準備金への振替					-
剰余金の配当					22,514
別途積立金の積立					-
中間純利益					72,335
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		24,279	947	25,226	25,226
当中間期変動額合計		24,279	947	25,226	24,594
当中間期末残高		60,470	31,269	91,739	2,743,999

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として3年～5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

す。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は35,567百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年2月13日)を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建金銭債権・外貨建有価証券・外貨建債券及び外貨建社債

c. ヘッジ手段...外貨建直先負債

ヘッジ対象...外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨ス

ワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当中間期から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間期の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間期の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当中間期において、中間財務諸表に与える影響額はありません。

追加情報

特定投資業務は、平成 27 年 5 月 20 日に公布・施行された株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 23 号）により、当行による成長資金の供給を強化するために新たに措置された法定業務です。

本業務は、政府の産業投資特別会計を活用した新たな投資スキームであり、本業務にかかる出資額を管理するため、当行の純資産のうち、資本金や資本準備金から区分して開示しております。なお、開示項目についての詳細は、注記事項「(中間貸借対照表関係)」に記載しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 201,052 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 786 百万円、延滞債権額は 57,620 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 30,167 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 88,574 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、貸出金 536,438 百万円及び有価証券 113,349 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 937 百万円、金融商品等差入担保金 618 百万円、中央清算機関差入証拠金 9,409 百万円及び保証金 3 百万円を含んでおります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第 17 条及び旧日本政策投資銀行法

第 43 条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券 1,343,054 百万円の一般担保に供しております。

7. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、940,764 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 480,751 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 8,306 百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,824 百万円であります。
10. 株式会社日本政策投資銀行法附則第 2 条の 22 等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第 2 条の 25 の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第 2 条の 26 の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第 2 条の 26 の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第 2 条の 27 の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第 2 条の 28 の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第 2 条の 23 に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。
- なお、特定投資準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(中間損益計算書関係)

- 1 . その他経常収益には、貸倒引当金戻入益 10,302 百万円、株式等売却益 43,061 百万円及び投資事業組合等利益 22,904 百万円を含んでおります。
- 2 . その他経常費用には、投資事業組合等損失 1,635 百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

該当ありません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成27年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	171,765	182,087	10,321
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	296,410	301,176	4,765
	その他	170,479	172,430	1,950
	小計	638,656	655,693	17,037
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	77,174	76,666	507
	その他	68,992	68,743	249
	小計	146,166	145,409	756
合計		784,822	801,103	16,280

2. 子会社株式及び関連会社株式(平成27年9月30日現在)

時価のあるものは、該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	75,993
関連会社株式	19,312
合計	95,305

3. その他有価証券（平成27年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	86,937	36,289	50,647
	債券	276,242	255,542	20,699
	国債	55,150	54,173	977
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	221,092	201,369	19,722
	その他	5,949	3,587	2,362
	小計	369,129	295,419	73,710
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,540	2,903	363
	債券	36,825	36,890	64
	国債	5,061	5,075	14
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	31,764	31,815	50
	その他	60,014	60,014	-
	小計	99,380	99,808	427
合計		468,509	395,227	73,282

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	283,909
その他	251,647
合計	535,556

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、14百万円（全額がその他の証券）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 27 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 27 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	103,261	103,261	-	-	-

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	30,277	百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	15,954	
退職給付引当金	2,091	
その他	10,027	
繰延税金資産小計	58,351	
評価性引当額	43,207	
繰延税金資産合計	15,144	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	26,793	
繰延ヘッジ損益	14,935	
その他	3,899	
繰延税金負債合計	45,628	
繰延税金負債の純額	30,484	百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額(注)	58,155 円 69 銭
1 株当たりの中間純利益金額	1,657 円 84 銭

(注)純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、危機対応準備金を控除しております。